○関東地方整備局告示第二百七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

(三)(二)(一)　道路の種類　一般国道

路線名　十六号

道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
武蔵野市緑町二丁目二番一四から同市八丁目二番一一まで	後	一一・〇メートル	一キロメートル〇七四・四
昭島市大字熊川字福生市大字熊川字東四丁目二三番二地先から同市大字熊川字東四丁目二三番二地先まで	前	一〇・五メートル	一キロメートル〇七七・一

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年八月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年八月十一日

関東地方整備局長　菊川　滋

十六号　路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

福生市大字熊川字東四丁目二三番二地先から同市大字熊川字東四丁目二三番二地先まで（ただし、関係図面に表示する部分を除く。）　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年八月十一日

○近畿地方整備局告示第二百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十一年八月十一日

近畿地方整備局長　上総　周平

第１　起業者の名称　滋賀県

第２　事業の種類　一般国道367号改築工事（滋賀県大津市葛川町居町字引ノ尻地内から同市葛川梅ノ木町字築山地内まで）及びこれに伴う砂防設備付替工事並びにこれらに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　滋賀県大津市葛川町居町字引ノ尻並びに葛川梅ノ木町字東山及び字築山地内

２　使用の部分　滋賀県大津市葛川町居町字引ノ尻並びに葛川梅ノ木町字東山及び字築山地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、滋賀県大津市葛川中村字イチヤドリ地内から同市葛川貫井町字南出地内までの延長4,600ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道367号改築工事及びこれに伴う砂防設備付替工事並びにこれらに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一般国道367号改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に規定する一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により付替の必要が生じた砂防設備の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、砂防法（明治30年法律第29号）第１条に規定する砂防設備に関する事業であり、法第３条第３号に掲げる砂防法による砂防設備に関する事業に該当する。

さらに、附帯工事は、本体事業及び関連事業の施行に伴い一時的に必要となる迂回路設置工事並びに本体事業の施行に伴い一時的に必要となる工事用道路設置工事（以下「附帯事業」という。）であり、本体事業及び関連事業に欠くことのできないものであることから、土地収用法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号）附則第３項の規定に基づく一般国道の改築である。また、本件区間は一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないこと及び滋賀県内に存することから、道路法第13条第１項の規定により滋賀県が道路管理者となる。これらのことなどから、起業者である滋賀県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道367号（以下「本路線」という。）は、京都府京都市を起点とし、一般国道477号及び一般国道303号と重複しながら滋賀県を南北に縦断して、福井県三方上中郡若狭町に至る延長68.5㎞の幹線道路であり、古くは「鯖街道」と呼ばれ、現代においても京都と若狭を結ぶ重要な路線である。

滋賀県内における本路線は、「滋賀県緊急輸送道路ネットワーク計画」において第２次緊急輸送道路に指定されており、災害時に一般国道161号等の第１次緊急輸送道路と県内の主要防災拠点を連絡する道路に位置づけられていることから、非常事態における避難・救助をはじめ、物資の供給等に対応できる機能の確保が求められるところである。

しかしながら、本件区間は、一級河川安曇川沿いの山間部を通過していることから、幅員が最小３ｍと狭小であり、幅員が5.5m未満である区間が９割を超えている。また、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める縦断勾配の規定値を超える急勾配区間が１箇所、最小曲線半径の規定値に満たない急カーブ区間が４箇所存在している。さらに、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法の規定に基づく雪寒地域及び豪雪地帯対策特別措置法の規定に基づく豪雪地帯を通過するなどの悪条件も加わって、安全かつ円滑な自動車交通が阻害されており、幹線道路としての機能が著しく低下している。

加えて、本件区間は、異常気象時通行規制区間に指定され、連続雨量100㎜に達した場合には通行規制が行われ、平成10年以降では、大雨による事前通行止めが４度あり、他に有効な代替道路がないことから、沿線の集落が孤立状態となった。これにより沿線住民の日常生活及び経済活動に多大な影響を及ぼしている。

本件事業の完成により、本件区間は必要な幅員が確保されることから、積雪時を含め年間を通じて自動車交通の安全かつ円滑な交通が確保され、緊急輸送道路ネットワークの機能向上に寄与する。また、本件区間の安全性の向上により、通行規制区間指定が解除されることから、道路の通行止めによる周辺集落の孤立化が解消する。これらのことから、本路線の幹線道路としての機能の向上が図られることとなる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。